

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	児童手当の支給の制限
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	児童手当法 第5条及び第10条
法令(例規)番号	昭和46年法律第73号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 民生担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)</p> <p>並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。 (支給の制限)</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (調査)</p> <p>第27条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア): 処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>児童手当の支給の差止め</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>児童手当法 第11条</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>昭和46年法律第73号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 民生担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、第26条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。 (届出) 第26条 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 2 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 3 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第17条第1項の規定によって読み替えられる第7条の認定をするものを含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア): 処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	児童手当の支払の調整
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	児童手当法 第13条
法令(例規)番号	昭和46年法律第73号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 民生担当
処分基準の内容	<p>(支払の調整)</p> <p>第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	児童手当の不正利得の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	児童手当法 第14条
法令(例規)番号	昭和46年法律第73号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 民生担当
処分基準の内容	<p>(不正利得の徴収) 第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	事務の適正な実施のための監督上の命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	児童福祉法 第21条の13
法令(例規)番号	昭和22年法律第164号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	<p>第21条の13 市町村長は、第21条の11第3項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	障害福祉サービス及び助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	児童福祉法 第56条第2項
法令(例規)番号	昭和22年法律第164号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	更生に必要な指導措置の解除
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第17条の2第1項第3号
法令(例規)番号	昭和24年法律第283号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	(診査及び更生相談) 第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。 (1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。 (2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。 (3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第18条
法令(例規)番号	昭和24年法律第283号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	<p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p>
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	



処 分 の 概 要	障害福祉サービス等の費用の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	身体障害者福祉法 第38条第1項
法令(例規)番号	昭和24年法律第283号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	(費用の徴収) 第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	知的障害者の入所費用の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	知的障害者福祉法 第27条
法令(例規)番号	昭和35年法律第37号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	(費用の徴収) 第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
	処分基準の未設定理由 ア: 処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	不正利得の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第8条
法令(例規)番号	平成17年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(不正利得の徴収)</p> <p>第8条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第32条第1項に規定する指定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア): 処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>支給決定の取消し</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成17年法律第123号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(支給決定の取消し)                  第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。                  (1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。                  (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)                  (3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。                  (4) その他政令で定めるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	<p></p>

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>支給認定の取消し</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成17年法律第123号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(支給認定の取消し)                  第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。                  (1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。                  (2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)                  (3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。                  (4) その他政令で定めるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由                  (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の6第1項
法令(例規)番号	平成18年厚生労働省令第19号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)</p> <p>第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	助成金の返還
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第12条
法令(例規)番号	昭和48年美幌町条例第31号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 障がい福祉担当
処分基準の内容	(助成金の返還) 第12条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から、当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	老人憩の家使用許可の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町老人憩の家条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第35号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 高齢者福祉担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は憩の家の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第6条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他憩の家の管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	



処 分 の 概 要	老人福祉寮入所の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町老人福祉寮入所条例 第6条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第25号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 高齢者福祉担当
処分基準の内容	(入所の取消し) 第6条 町長は、入所中の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入所を取り消すことができるものとする。 (1) 入所者が、第3条の規定による入所要件を有しなくなったとき。 (2) 入所者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) 入所者の身体上又は精神上の障害により、入所が困難となったとき。 (4) その他町長が必要と認めたとき。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	日常生活用具貸与の取消し					
法令(例規)名及び根拠条項	美幌町日常生活用具給付等条例 第10条					
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第25号					
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 高齢者福祉担当					
処 分 基 準 の 内 容	<p>(貸与を受けた者の届出義務)</p> <p>第9条 使用者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 第4条第1項及び第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 使用者が老人福祉施設等の入所等により用具を必要としなくなったとき。</p> <p>(3) 第5条の規定により申請した内容に変更があったとき。</p> <p>(貸与の取消し)</p> <p>第10条 町長は、前条の規定による届出があったとき又は使用者がこれらの規定に定める要件に該当しないことが判明したときは、貸与を取り消すことができる。</p> <p>(用具の種類、給付等の対象者及び用具の価額)</p> <p>第4条 給付等の対象となる用具は老人日常生活用具(以下「老人用具」という。)とし、その種類及び対象者の範囲は規則で定める。</p> <p>2 用具の貸与を受けることのできる対象者は、前項の規定による者のうち所得税非課税世帯に属する者とする。</p> <p><b>【美幌町日常生活用具給付等条例施行規則】</b></p> <p>(用具の種類、給付等の対象者及び用具の価格)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定による種類及び対象者の範囲は、別表1に掲げるものとする。</p> <p>別表1(第2条関係)</p> <p>老人日常生活用具一覧表</p>					
	区分	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
	給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
		火災警報機	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年
自動消火器		同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年	
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしの老人等	加入電話			
<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p>						

	イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	要介護認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第31条第1項
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(要介護認定の取消し)</p> <p>第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	要支援認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第34条第1項
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(要支援認定の取消し)</p> <p>第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

## 不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第69条第1項
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処分基準の内容	<p>(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)</p> <p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>処分基準の未設定理由            (ア)：処分基準が法令の定めに尽くされているもの            イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの            ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	措置命令①
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第78条の9第3項
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第78条の2第7項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第78条の4第2項又は第4項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第78条の4第6項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>措置命令②</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>介護保険法 第115条の18第3項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成9年法律第123号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 介護保険担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第115条の12第5項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第115条の14第2項又は第4項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第115条の14第6項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	



<p>処 分 の 概 要</p>	<p>措置命令③</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>介護保険法 第115条の28第3項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成9年法律第123号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 介護保険担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第115条の24第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>Ⓐ：処分基準が法令の定めに尽くされているもの          イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの          ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

処 分 の 概 要	指定の取消し等①
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第78条の10
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。))又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。))のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条及び第104条において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1</p>

	<p>項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(13) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(14) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(15) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>Ⓐ：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	指定の取消し等②
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第115条の19
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処分基準の内容	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p>

	<p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	指定の取消し等③
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	介護保険法 第115条の29
法令(例規)番号	平成9年法律第123号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第4号、第4号の2又は第8号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第5項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	延滞金の徴収
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町介護保険条例 第7条第1項
法令(例規)番号	平成12年美幌町条例第22号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処分基準の内容	<p>(延滞金の徴収等)</p> <p>第7条 第1号被保険者及び納付義務者が、納期限後にその保険料を納付する場合、保険料の納付に係る延滞金の徴収、滞納処分等については、公法上の収入徴収に関する条例(昭和28年美幌町条例第21号)の規定を準用する。</p> <p>【参考】 美幌町公法上の収入徴収に関する条例</p> <p>(延滞金)</p> <p>第3条 納付義務者は、納期限後にその納入金を納付する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 天災その他特別の事情がある場合において、延滞金の減免を必要と認めるものに対しては、町長はこれを減免することができる。</p> <p>3 延滞金の額が1,000円未満であるときは、これを徴収しない。</p> <p>(督促)</p> <p>第4条 納入義務者が、納期限までに徴収金を完納しない場合においては、町長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から起算して10日を経過した日とする。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第5条 督促を受けた者が、督促の指定期限までに徴収金を完納しない場合においては、町長は、滞納処分に着手しなければならない。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>過料</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町介護保険条例 第11条から14条まで</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成12年美幌町条例第22号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 介護保険担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(虚偽の届出等の過料)                  第11条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定により届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料に処することができる。                  (被保険者証の提出拒否に対する者の過料)                  第12条 町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料に処することができる。                  (虚偽の答弁等の過料)                  第13条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処することができる。                  (徴収を免れた者の過料)                  第14条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処することができる。</p> <p>処分基準の未設定理由                  ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	



処 分 の 概 要	介護保険料徴収猶予の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町介護保険条例施行規則 第33条第1項
法令(例規)番号	平成12年美幌町規則第10号
所 管 部 署 名	民生部 保健福祉グループ 介護保険担当
処分基準の内容	(徴収猶予の取消し) 第33条 町長は、前条の保険料の徴収猶予を受けた者が、その後において徴収猶予を決定した理由が消滅した場合は、徴収猶予を取り消すことができる 2 町長は、前項の規定により徴収猶予の取消しをした場合は、介護保険料徴収猶予取消通知書(様式第50号)により当該被保険者に通知するものとする。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

不利益処分の処分基準(個票)

(平成25年4月1日作成)

<p>処 分 の 概 要</p>	<p>保健福祉総合センターの使用許可の取消し</p>
<p>法令(例規)名及び 根 拠 条 項</p>	<p>美幌町保健福祉総合センター条例 第13条第1項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成21年美幌町条例第26号</p>
<p>所 管 部 署 名</p>	<p>民生部 保健福祉グループ 健康担当</p>
<p>処分基準の内容</p>	<p>(使用許可の取消し等)                  第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。                  (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。                  (2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。                  (3) 公益上又はセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。                  (4) 使用者が、第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。                   第8条各号とは、次に掲げるものをいう。                  (1) センターの設置目的に反するとき。                  (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。                  (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。                  (4) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。                  (5) センター及びセンター敷地内で許可なくして物品の宣伝、展示、配付及び販売若しくは看板、ポスター類の掲示又は金品の寄附、募集、署名活動等の行為があるとき。                  (6) 動物の類を携行しているとき。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。                  (7) その他センターの管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由                  ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの                  イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの                  ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備 考</p>	